

令和5年 第11回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和5年11月1日(水)			
招集の場所	時津町役場 第二庁舎4階大会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和5年11月1日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和5年11月1日(水) 午後2時11分		
出欠委員の氏名  出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口 由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

# 会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第10回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和5年第11回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

### 日程第1 会議録の承認について（第10回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第10回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和5年第10回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和5年第10回の会議録を承認することに決しました。

### 日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和5年9月28日から令和5年10月31日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 吉田教育委員

10月2日に開催された「教職の魅力化作戦会議」では、良い案が出ましたか。

○ 相川教育長

教職経験者は、すべて子どもたちのために必要であると思って切ることができないので、民間の方をトップに据え、民間のやり方を取り入れたほうが良いのではないかとといった意見が出てきています。しかし、教育の担保、無駄があるのが教育ではないかといった思いもあ

ります。意見は出るが改善まで至っていないといった状況です。

また、第3回目の作戦会議が開催される予定です。

他にご質問はありませんか。

○ 宮原教育委員

10月15日（日）に海外派遣事業の二次審査が行われたようですが、進捗状況を教えてください。

○ 相川教育長

15日の審査会で、10名の生徒が決定しました。

他にご質問はあませんか。

○ 吉田教育委員

10月3日（火）に「学校訪問が時津小学校で開催され」とありますが、どこからの訪問だったのですか。

○ 相川教育長

県教育庁からの学校訪問でした。

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

それでは、議事に入る前に、当教育委員会におきましたは「教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について」の報告及び議案が数多く上程されますので、これらの事務の流れを事務局が説明いたします。

○ 廣瀬学校教育課長

特別支援にかかる教育委員会での審議について、ご説明いたします。

まず、対象者は、町内小中学校の児童生徒及、及び次年度小学校就学予定のお子さんになります。議案として提出したものについては、担当からの説明後、内容について審議していただくこととなります。教育委員会で承認をしていただいた後、学校や保護者へ通知を送ります。ただし、緊急を要するものについては、教育長の専決処分として対応することになります。

報告として提出したものは、担当からの内容報告となります。内容について質問・疑問がありましたら、お尋ねください。

それでは、案件内容別にご説明いたします。お手元の、資料をご覧ください。上から順に

説明いたします。

特別支援学校・特別支援学級への就学は、議案として提出いたします。年度途中での転入の場合は、教育長の専決処分となります。

小中学校入学に伴う通級指導教室の利用については、報告案件となります。ただし保護者と就学支援委員会の意見が異なる場合は議案による提出となります。

次は、小中学校在籍の児童生徒が、特別支援学校へ転出学する場合です。基本的に年度が替わるタイミングでの議案による提出となります。ただし、入院措置による転出は、専決処分となります。

通常学級在籍のお子さんが、特別支援学級へ措置変更する場合は、議案提出となります。

ただし、年度途中に県外・他市町から転入してきた児童生徒に関しては、専決処分となります。

通級指導教室への入級は、報告案件です。年度途中に報告があった時点でその都度提出いたします。

特別支援学級から通常の学級へ措置変更した場合、また通級指導教室を退級した場合も報告案件です。

既に、町内小中学校6校全てに開設しておりますので、今後議案として出ることはありません。

特別支援学級の開設には、規則の改定が必要となります。議案による提出となります。

特別支援学級の休級、復級は、年度が替わるタイミングでの報告案件となります。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本件について、ご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

「通級指導教室」とはどういったものか教えてください。

○ 廣瀬学校教育課長

通級指導教室とは、特別支援学級とまではいかないが発達につまずきや遅れがある児童生徒について、普段は通常クラスに在籍し、週に1時間程度マンツーマンでソーシャルスキルや自立のための指導及びトレーニングを受ける教室のことを言います。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、議事に入りたいと思います。

日程第3 報告第8号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第8号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

**【秘密会議により非公開】**

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第11回時津町教育委員会会議を閉会します。